

NPO法人会計基準の普及に向けて  
**現状認識と問題点の検討**

日本税理士会連合会  
公益活動対策部 副部長

税理士 **川口昌紀**

## [1]実務家の目から見たNPO法人の情報公開の問題点

### (1)NPO法人における問題点

平成23年度会計基準普及率調査結果（NPO法人会計基準白書2012）

指 標		
(イ)活動計算書導入率	提出書類のタイトルが「活動計算書」となっている	17.3%
(ロ)会計基準準拠率	活動計算所導入法人のうち財務諸表の中身が会計基準に準拠している	12.1%
(ハ)会計基準普及率	上記(イ)(ロ)のいずれの条件も満たしている	2.1%

#### 白書で指摘された問題点

- ・タイトルのみ「活動計算書」であって、中身が収支計算書のままのものが、多数提出されている可能性がある。
- ・会計基準のうち、特に財務諸表の注記の添付率が低い。
- ・活動歴の長い法人、大規模法人、福祉系法人での普及率が低い傾向がある。

平成24年度分の事業報告書については、改正法付則6条1項<sup>1</sup>を形式的に解釈して旧様式による事業報告書の作成を指導した所轄庁が多くあったようなので、平成25年度実績を見ないと実態はわからないとの指摘がある。

#### NPO法人（役員）の意識

### (2)現行制度の問題点・疑問点

特定非営利活動促進法付則第6条（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第28条第1項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第27条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第27条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。
- 3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第27条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

<sup>1</sup> 法28条1項（事業報告書等の備置き等及び閲覧）の規定は法施行日（平成24年4月1日）以後開始する事業年度に係る事業報告書等について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る旧法28条1項に規定する事業報告書及び役員名簿等については、なお従前の例によることとされている。

69. NPO法人会計基準は純粋に民間の立場で作成したものですから、法律に基づいた規則などと違って、いつから適用すると決めることができる性格のものではありません。われわれとしては、NPO法人会計基準をただちに採用できる体制にあるところは、できるかぎり早く使ってほしいと考えていますし、しばらく準備がいるというところではその準備期間が終わり次第適用することを望んでいます。したがって通常の会計基準でよく示されている経過期間などを示すことはなじまないと考えています。

以上のようなことですから、過渡期には従来の方法によるものであるとか、NPO法人会計基準に準拠したものであるとか、種々の会計報告がなされることとなると予想されますが、所轄庁としてはそれをそのまま受理して閲覧に供していただきますようお願いする次第です。

#### 改正法付則と会計基準の問題点

- (1) 特活法の経過措置に移行期日が示されていない。
- (2) 会計基準も、移行に関する『具体的な』指針を示していない。



従来方式が、無期限に温存される虞れがある。

「会計基準を採用することが困難なNPO法人は、新たな指定がされるまでは従前の方法を継続することができる」と解釈できる？

情報公開制度を担保する仕組みは十分に機能するか？

(資料a)

#### NPO法人に対する所轄庁の監督

・報告及び検査(特活法41条)

・改善命令(特活法42条)

・設立の認証の取消し(特活法43条)

( )命令違反かつ監督目的達成不可 or ( )3年間事業報告書等不提出

所轄庁において、会計基準への理解は充分か？

所轄庁が地方庁となったことで、「不適正」の基準が全国的に不統一にならないか？

零細規模の法人に現行制度の事業報告書の提出を求めるのは無理がある。

[2]小規模営利企業(個人事業者を含む)との比較

(資料b)

(1)営利企業の現状<sup>2</sup>

・普通法人	約 2 6 0 万社	
（うち資本金 5,000 万円以下の法人	約 2 5 0 万社）	(a)
・個人事業者	約 3 8 0 万人	
（うち青色申告者	約 2 0 8 万人）	(b)
<hr/>		
小規模な企業（(a)及び(b)）	合計	約 4 5 8 万社

複式簿記による決算・税務申告が行われている。

(2)小規模企業の「正しい決算・適正申告」を支える仕組み

法制度

- (イ) 申告納税制度<sup>3</sup>
- (ロ) 税務調査<sup>4</sup>
- (ハ) 附帯税<sup>5</sup>
- (ニ) 記帳制度<sup>6</sup>
- (ホ) 青色申告制度<sup>7</sup>・・・『正規の簿記』による記帳 + 税の恩典
- (ヘ) その他<sup>8</sup>

行政の支援策・・・個人事業者に限る

- (イ) 記帳指導
  - (ロ) 決算・申告相談
- } 税理士がサポート

<sup>2</sup> 第 137 回国税庁統計年報・平成 23 年度版

<sup>3</sup> 国税通則法第 2 章第 2 節(17 条～30 条)(申告納方式による国税の税額等の確定手続)

<sup>4</sup> 国税通則法 74 条の 2 (当該職員の質問検査権)

<sup>5</sup> 国税通則法第 6 章(60 条～69 条)(附帯税)

<sup>6</sup> 所得税法 231 条の 2 (事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等)

<sup>7</sup> 所得税法 143 条、148 条、149 条、法人税法 121 条ほか

<sup>8</sup> 国税犯則取締法ほか

[3]会計基準普及（＝事業報告書の信頼性向上）のためにどうするか

(1)目的の明確化

事業報告書を通じて、NPO法人に対する実効性ある監視<sup>9</sup>を実現する。

(2)守るべきルールの明確化

会計基準には、強制力が必要

経過措置（付則6条）の廃止。

(3)会計基準普及促進策

（資料c）

一定の強制力がある制度であることが大前提 現行制度の改正

NPO法人の規模に応じた緩急ある制度

(イ) 小規模法人・・・簡易な報告様式 大中小の定義付けに注意

(ロ) 大規模法人<sup>10</sup>・・・外部専門家による監査

促進策として、優良な事業報告書を提出する法人に対する検査手続き上の優遇措置

中小零細法人に対する会計・決算の実務に対する支援

現預金取引のみの小法人向けの「会計と決算の手引き」の作成

所轄庁の検査体制の充実

(イ) 検査のための統一的なガイドラインの作成

(ロ) 人材の確保（会計知識必要）

外部有識者の活用も検討

<sup>9</sup> 所轄庁の検査のほか、事業報告書の公開による市民監視の視点も必要。

<sup>10</sup> NPO法人会計基準協議会では、収入金額によって小規模＝300万円以下、大規模＝1,000万円超、その中間を中規模と区分している。監査制度を導入する場合には、さらに大規模な法人が対象になると考えられる。

#### [4]参考となる他制度の検討

##### (1)適正な事業報告書の作成（＝会計基準普及率の向上）

国税庁が小規模個人事業者に対して実施している記帳指導制度のような、個々の法人に対して継続的な指導策を実施することはできないか。

##### (2)適正な情報公開を行う法人に対する優遇措置

適正な事業報告の推進策として、国税における青色申告制度のような経済的な恩典<sup>11</sup>を与えることは困難かもしれないが、一定基準を満たす優良な事業報告書を提出する法人に対し、手続き上の優遇措置を設けることはできないか。

##### (3)効率的な検査制度

所轄庁の検査体制を補完するための外部専門家活用的手段として、家庭裁判所の参与員制度<sup>12</sup>が応用できるのではないか。

#### [5]まとめ

（資料 d）

---

<sup>11</sup> 青色申告者には、恩典として税の減免措置が認められている。

<sup>12</sup> 参与員とは、家庭裁判所における家事審判に際して、これに立ち会い、意見を述べることを任務とする者をいう（家事審判法 3 条）。参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所が「参与員となるべき者」として選任している人の中から、各事件について家庭裁判所が指定することによってその身分を取得し（家事事件手続法第 40 条第 5 項，人事訴訟法第 9 条第 3 項）、例えば、弁護士などの専門的な資格のある者や大学教授のほか、地域社会に密着しているいろいろな活動をしてきた人などが事件の性質に応じて選任される。その身分は、非常勤の裁判所職員であり、参与員に指定されて事件に関与した場合には、必要な旅費や日当が支給される（家事事件手続法第 40 条第 7 項，人事訴訟法第 9 条第 5 項）。（裁判所 H P）